

年金

年金相談の時間延長と  
休日開設のご案内

県内の社会保険事務所の年金相談窓口では、毎週月曜日の年金相談の時間延長及び休日における年金相談を行っていますので、ご利用ください。

1 毎週月曜日の時間延長

昨年の12月から毎週月曜日は、年金相談を午後7時まで延長しています。

(注)① 月曜日が祝日の場合は、火曜日となります。

② 1月31日(月)及び2月28日(月)は、システムの都合により時間延長できません。通常どおり、午後5時までの相談となります。

2 休日開庁による  
年金相談の実施

2月19日(土)  
2月20日(日)  
3月12日(土)  
3月13日(日)は、  
社会保険事務所を開庁して、  
年金相談を実施します。

3 月							2 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
20	21	22	23	24	25	26	27	28					
27	28	29	30	31									

：平日時間延長日

：休日開庁日

相談時間

午前8時30分～  
午後5時まで

3 実施する社会保険事務所

松山西社会保険事務所

松山市南江戸3-4-8

☎925-5105

松山東社会保険事務所

松山市朝生田町

☎946-2146

なお、松山年金相談センターの時間延長などは、実施しません。

税

軽自動車などの  
廃車・名義変更は  
3月31日までに

軽自動車税は、4月1日現在所有されている方に課税されます。廃車・名義変更をされる方は、次の手続場所です。

3月31日(木)までに手続を済ませてください。  
また、軽自動車などを持って転出した場合は、原動機付自転車等については転出先市町村へ、軽二輪車・自動二輪・軽自動車については次の手続場所(県外に転出している場合は当該都道府県の陸運支局もしくは軽自動車検査協会)で住所変更の手続をお願いします。

福祉

金婚者のお祝いについて

松前町では、金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会にあわせて行っています。

結婚50周年を迎えられるご夫婦は、各校区の老人クラブ会長さん又は福祉課高齢者福祉係まで申出をお願いします。  
◎該当者は、町内在住で結婚50年目のご夫婦です。  
(昭和30年中にご結婚されたご夫婦)  
◎3月7日(月)までに申し出てください。

◆ 車種別の申告先 ◆

車種	申告先	持参するもの
原動機付自転車 (50cc～125cc) 農耕作業車 小型特殊自動車	松前町役場税務課 町民税係 ☎985-4110	*印鑑(認印でよい) *自賠責保険証書等 (車台番号・車名・排気量 の分かるもの) *ナンバープレート(廃車・ 町外転出などの場合)
軽二輪車 (125cc～250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛県陸運支局 ☎956-1562	*自動車検査証(250cc以上の 場合) *印鑑(認印でよい。名義変 更の場合は、新使用者と新 旧所有者の印鑑。廃車の場 合は、検査証欄の使用者と 所有者の印鑑)
軽自動車	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎975-6730	*住民票(3か月以内のもの) *ナンバープレート(廃車・ 県外転出などの場合) *自賠責保険証書

松前校区会長 合田則康  
☎984-2236  
北伊予校区会長 松田 修  
☎985-0061  
岡田校区会長 郷田金一郎  
☎984-0884  
役場福祉課高齢者福祉係  
☎985-4113